鹿児島市交通局分岐器清掃塗油、曲線部軌条塗油及び電車停留場等清掃業務委託契約仕様書

本業務に関する仕様の大要は以下のとおりとする。この仕様について、発注者は鹿児島市交通局を、受注者は受託者をいう。受注者は、現場の状況に応じて作業上必要と認める業務で、契約上合理的な範囲のものについては、この仕様書に記載されていない事項であっても、信義に従って誠実に実施しなければならない。

Ⅰ　分岐器清掃塗油及び曲線部軌条塗油業務

１　業務内容

交通局に出勤した後、分岐器清掃塗油及び曲線部軌条塗油を行う。業務箇所については、分岐器清掃塗油作業箇所一覧表を別表１、曲線部軌条塗油作業箇所一覧表を別表２に示す。

２　作業日時

（１）　作業は、毎日行う。

（２）　作業時間は、８時３０分から１７時００分までとする。ただし、指示する分岐器の２回目の作業は、１３時００分から行う。

３　分岐器清掃作業

（１）　清掃作業内容・回数

①　清掃作業内容は、転てつ器、てっ叉、分岐曲線、転てつ器てっ叉部の護輪軌条を清掃する。

②　各箇所の清掃作業回数は、別表１のとおりとし、◎印は１日２回、△印は週２回（指示する日）、その他は１日１回とする。

（２）　清掃作業要領

①　可動転てつ器は、尖端軌条が左右に自由に動き、本線路と尖端軌条が完全に密着するように塵芥等取り除き清掃すること。

②　転てつ器付属品の清掃は、ロットボックス、ヒールボックス、スプリングボックスの塵芥等を取り除き清掃すること。

③　固定転てつ器、てっ叉及び転てつ器、てっ叉部の護輪軌条清掃は輪縁路の塵芥等を取り除き清掃すること。

④　分岐器の清掃により発生した土砂、塵芥等は道路交通に支障の無いように１ヶ所に集積し、軌道係員に報告すること。

４　分岐器塗油作業

（１）　塗油作業内容・回数

①　塗油作業内容は、転てつ器、てっ叉及び分岐曲線、護輪軌条の塗油をする。

②　各場所の塗油作業回数は、別表１のとおりとし、◎印は１日２回、△印は週２回（指示する日）、その他は１日１回とする。

（2）　塗油作業要領

①　可動転てつ器の塗油は、尖端軌条、滑動面及び尖端軌条踵端部並びに尖端軌条踵端部に塗油すること。

②　固定転てつ器、てっ叉の塗油は、鼻端付近の車輪フランジにより摩耗しやすい部分と輪縁路で車輪フランジが接着する部分に塗油すること。

③　転てつ器、てっ叉部の護輪軌条塗油は、護輪軌条頭部の輪縁路側に塗油すること。

④　分岐曲線の塗油は、護輪軌条頭部の輪縁路側、並びに外側軌条は軌条頭部の軌間側に約１ｍから２ｍ間隔に塗油し、軌条頭部表面は塗油してはならない。

5　曲線部軌条塗油作業

（1）　塗油作業内容・回数

①　曲線部護輪軌条の塗油をする。

②　各場所の塗油作業回数は、別表２のとおりとし、△印は週２回（指示する日）、その他は１日１回とする。

（2）　塗油作業要領

①　曲線部における電車車輪の回転を円滑にすると同時に軌条の摩耗を防止するものである。

②　護輪軌条頭部の輪縁路側と外側軌条頭部の軌間側に約１ｍから２ｍ間隔に塗油し、軌条頭部表面には塗油してはならない。

6　この作業に必要な清掃、塗油用器具及び消耗品は全て受注者の負担とする。

ただし、塗油作業に使用する油は、発注者が指定した場所で支給するものとし、支給された油は、受注者の責任で保管すること。

7　受注者は、受託業務を処理するにあたっては、作業員に安全帽、安全靴、安全服を着用させ、道路交通に対する安全対策を行い、労働災害が発生しないよう十分な対策のもとに作業を行うこと。

なお、この業務は、道路上での単独作業のため、高齢者等、作業に適当でないと思われる者は従事させてはならない。また、発注者より、作業員に不都合な点があると指摘した場合は、速やかに是正するとともに、その他必要な措置を講じること。

（1）　受注者は、作業員の風紀、衛生その他身元一切について責任を負うこと。

（2）　受注者は、作業員が休暇、遅刻早退したときは、交代の作業員を遅滞なく措置する。

8　作業員は、常に服装を正し、作業を安全確実に行うこと。また、発注者の敷地内には作業員用駐車スペースがないことから、発注者の敷地内へ自家用車の駐車はしないこと。

9　作業員は、作業に着手する前に軌道係員詰所で様式１にて作業着手の報告を行い、作業終了時には書面で作業内容を報告し、分岐器及び軌条の状態（異常の有無）を口頭で報告すること。

10　作業員は作業中に分岐器（転てつ器、てっ叉）の損傷、付属品（ロット、割りピン、ボ

ルトナット、ボックス）の損傷、弛緩、亀裂等の発見、その他電車運行に支障を及ぼす恐れがある場合は、速やかに軌道係員に連絡し、軌道保守に協力すること。

11　受注者は、様式２の業務実績報告書を添付して、契約書記載の期限内に請求書を提出すること。

Ⅱ　電車停留場等清掃業務

１　業務場所

鹿児島駅前公園（カリオン広場　※ただし、令和３年３月１日から同年同月３１日までは鹿児島駅前停留場）、谷山及び各電車停留場とする。

２　業務範囲（※祝日・休日及び年末年始も含む）

（１）　毎日清掃

①　鹿児島駅前公園（カリオン広場　※ただし、令和３年３月１日から同年同月３１日までは鹿児島駅前停留場）

②　桜島桟橋通から天文館通の電車停留場間

③　仮設トイレの清掃及び給水

（２）　月曜日から土曜日清掃

①　谷山電車停留場

②　上塩屋から荒田八幡の電車停留場間

③　中郡から鹿児島中央駅前を経由し高見馬場及び高見馬場から二中通の電車停留場間

３　業務内容（電車停留場等清掃要領のとおり）

（１）　毎日清掃

①　鹿児島駅前公園（カリオン広場　※ただし、令和３年３月１日から同年同月３１日までは鹿児島駅前停留場）

ア　業務時間（②の従事時間を除く）

９時００分から１７時００分まで

イ　業務内容

（ア）　到着する電車の車内及び信号所周辺の清掃

（イ）　その他、上記に付随する業務

②　桜島桟橋通から天文館通の電車停留場間

ア　業務時間

①の業務時間中１回程度

イ　業務内容

（ア）　各停留場の清掃

（イ）　その他、上記に付随する業務

（２）　月曜日から土曜日清掃

①　谷山電車停留場

ア　業務時間

（ア）　　９時００分から１０時００分まで

（イ）　１４時００分から１５時００分まで

イ　業務内容

（ア）　建物内外（トイレを含む）の清掃

（イ）　その他、上記に付随する業務

②　上塩屋から荒田八幡の電車停留場間

ア　業務時間

１０時００分から１４時００分までのうち１回程度

イ　業務内容

（ア）　各停留場の清掃

（イ）　その他、上記に付随する業務

③　中郡から鹿児島中央駅前を経由し高見馬場間及び高見馬場から二中通の電車停留場間

ア　業務時間

９時００分から１５時３０分までのうち１回程度

イ　業務内容

（ア）　中郡から鹿児島中央駅前を経由し高見馬場の各停留場間の清掃

（イ）　高見馬場から二中通間の隔日清掃（月・水・金もしくは火・木・土）

（ウ）　その他、上記に付随する業務

４　報告

業務を行ったときは、次の報告書を発注者に提出するものとする。

（１）　業務実績報告書（毎月）（様式２）

（２）　事故報告書（事故発生の都度）（任意の様式）

５　経費の負担区分

（１）　発注者が委託料のほか負担する経費は、次のとおりとする。

①　業務に必要な光熱水費

②　業務に必要な停留場間の移動に係る電車料金（要腕章着用）

（２）　受注者が負担する経費は、次のとおりとする。

①　清掃業務に必要な各種機材、器具及び材料等

②　業務従事者の被服及び装具等

③　報告書等の諸用紙類

④　停留場間の移動に自転車等を使う場合の自転車等

6　責任者の責務

（1）　選任

業務従事者の中から責任者を１名選任するものとする。

（2）　責務

責任者は、専門知識をもって自らも業務にあたるとともに次の責務を負うものとする。

①　全業務従事者を統括し、発注者に対して業務従事者を代表する。

②　業務従事者の担当業務を定め、発注者に報告し、事故発生の場合はその責任の所在を明らかにする。

③　業務従事者の出退勤を正確に把握し、記録する。

④　発注者の指示する事項を遅滞なく全業務従事者に周知徹底させるとともに、直ちにこれを実施させる。

⑤　責任者が不在のときは、業務従事者の中からあらかじめ発注者の承認を得て選任した代理者に責任者の職務を代行させる。

7　品質管理

受注者は、作業報告書及び出勤表を添付して、契約書記載の期限内に請求書を提出すること。また、谷山電車停留場のトイレ清掃においては、清掃作業監督者、ビルクリーニング技能士、建築物環境衛生管理技術者等一定の資格を持つ者による品質検査を７月及び１１月に行い、検査チェックシート（受注者でシートを作成）を提出すること。なお、これらの記載用紙は受注者の負担とする。

8　業務従事者の心得

（1）　業務従事者は、施設及び業務内容を熟知し、常に目印として指定の腕章をつけ、言葉遣い及び身だしなみに注意を払い、鹿児島市交通局利用者に対しては親切、丁寧を旨とした対応を行い、不快の念をあたえないようにしなければならない。

（2）　業務従事者は、電車内の清掃を行う際は、みだりに運転室の器具等に触れたりしてはならない。

（3）　作業実施中、破損及び汚損個所を発見した場合又は機械器具等の清掃にあたり、不完全な箇所を発見した場合は、直ちに電車事業課運輸係員（運転士を含む）に報告すること。

（4）　詰所等での、盗難、火災の予防に注意し、不用の電灯を消すこと。

（5）　業務従事者は、火災その他異常事態発生の際は、消火活動その他の必要な措置を講ずるとともに、電車事業課運輸係員に連絡し、その指示に従わなければならない。ま

た、復旧作業等の際には、全面的に協力すること。

（6）　詰所等は、常に整理整頓・清掃を行い、許可なく第三者の入室を行わせないこと。

（7）　業務従事者は、出退勤時には必ず、電車事業課運輸係員に連絡すること。

（8）　業務従事者は、作業中に電車内及び電車施設等で遺留品等を発見した場合は、電車事業課運輸係員（運転士を含む）に直ちに報告し、その処遇の判断を仰ぐこと。とくに、金品等の遺留品の取り扱いについては、周囲に疑いを持たれないよう十分に注意すること。

（9）清掃作業は、必要以上に多量の水を使用する方法で行わないこと。

Ⅲ　共通事項

1　契約期間

令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで

2　一般的事項

（1）　この仕様書に記載のない軽微な事項であって、衛生の保持又は管理上必要と認められる事項は、発注者の指示に基づき、適正に処理するものとする。

（2）　受注者は、本作業の改善又は手直しを要請された場合は、直ちに対応を図ること。

（3）　受注者は、業務委託契約書及びこの仕様書に記載された事項については、現場責任者及び従事者に周知させること。

（4）　受注者は、契約締結後速やかに業務従事者名簿（氏名、経験年数、採用年月日等を記載）を発注者に提出し、業務従事者に異動が生じたときは、直ちに異動届を提出すること。

3　労働環境の確認に関する特記事項

（1）　受注者は、本契約の履行に従事する業務従事者及び従事した業務従事者に係る労働環境に関し、鹿児島市交通局指定の「労働環境に係る調査票」を記入し、本契約締結後及び履行完了後速やかに提出するものとする。

（2）　鹿児島市交通局は、「労働環境に係る調査票」の内容に疑義が生じたときは、受注者の事業所等において、関係書類の確認、本契約の履行に従事する業務従事者及び従事した業務従事者から聞き取り調査等を行うことができるものとする。

（3）　鹿児島市交通局は、（2）の結果、受注者の本契約の履行に従事する業務従事者及び従事した業務従事者の労働環境が不適切であると認められる場合は、受注者に対し改善を指示するものとし、受注者は当該指示により行った改善の内容を記載した報告書を鹿児島市交通局に提出するものとする。

別　表　1

分岐器清掃塗油作業箇所一覧表

回数※	路線名	場所	数量		備考
			転てつ器	てっ叉	
◎	市内第一期線	鹿児島駅前	1	1	6番単分岐
◎		鹿児島駅前	4	4	シーサス分岐
		水族館口	2	2	亘り分岐
		朝日通	2	2	亘り分岐
		高見馬場	2	2	亘り分岐
◎		高見馬場	6	18	三方分岐
	唐湊線	中洲通	2	2	亘り分岐
◎		神田（交通局前）	2	2	亘り分岐
◎		神田（交通局前）	1	1	左向単分岐
		純心学園前	2	2	亘り分岐
◎		郡元（中郡側）	6	18	三方分岐
	谷山線	騎射場	2	2	亘り分岐
		郡元（鴨池側）	2	2	亘り分岐
△		郡元（涙橋側）	2	2	亘り分岐
△		南鹿児島駅前	2	2	亘り分岐
△		脇田	2	2	亘り分岐
△		谷山	4	4	シーサス分岐
△		谷山	2	2	亘り分岐
	構内線	交通局内	17	17	4番単分岐
合計			63組	87基	

※回数の各印は、【◎：1日2回、△：週2回、その他：1日1回】を示す。

※水族館口は、仮設の分岐器であるため、使用停止後（令和3年3月頃）は作業対象外とする。

別　表　２

曲線部軌条塗油作業箇所一覧表

回数※	路線名	場所	曲線半径	曲線長	備考
	市内第一期線	鹿児島駅前	45m00	20m75	護輪軌条有
			40m00	18m55	同上
			40m00	25m20	同上
		いづろ通交差点	43m00	62m94	同上
		高見馬場交差点	25m76	51m19	同上
	市内第二期線	高見馬場交差点	33m30	53m37	同上
		高見橋	55m00	33m00	同上
		鹿児島中央駅前	62m00	19m00	同上
			62m00	11m00	同上
			62m00	11m00	同上
△	唐湊線	神田(交通局前）停留場	120m00	80m00	同上
△		工学部前停留場	200m00	75m00	同上
△		中郡停留場	130m00	60m00	同上
		郡元交差点	40m00	55m16	同上
			35m00	67m45	同上
△	谷山線	涙橋～南鹿児島駅前	160m00	130m00	同上
△			160m00	77m00	同上
△		谷山終点	40m00	97m00	同上
△			58m00	80m00	同上
	構内線	分岐器付近			同上

※回数の各印は、【△：週２回、その他：１日１回】を示す。

※鹿児島駅前は、停留場整備事業完了後（令和３年３月頃）より、作業対象箇所とする。

様式1

分岐器清掃塗油及び曲線部軌条塗油業務確認表

令和　　年　　月

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
出勤印										
確認印										
適用										

日	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
出勤印										
確認印										
適用										

日	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
出勤印											
確認印											
適用											

様式2

業 務 実 績 報 告 書（ 令和　　年　　月分 ）

業 務 名	鹿児島市交通局分岐器清掃塗油、曲線部軌条塗油 及び電車停留場等清掃業務 （分岐器清掃塗油及び曲線部軌条塗油業務）	受託業者名		報告書提出日	月　　日	課 長	係 長	係

業務種別		分 岐 器 清 掃 塗 油															曲 線 部 軌 条 塗 油											
回数		◎			◎		◎		◎			△	△	△	△							△	△	△		△	△	
日付	曜日	鹿児島駅前	水族館口	朝日通	高見馬場	中洲通	神田	純心学園前	郡元(中郡側)	騎射場	郡元(鴨池側)	郡元(涙橋側)	南鹿児島駅前	脇田	谷山	構内	鹿児島駅前	いづろ通	高見馬場	高見橋	鹿児島中央駅前	神田	工学部前	中郡	郡元	涙橋～南鹿児島駅前	谷山	構内
1																												
2																												
3																												
4																												
5																												
6																												
7																												
8																												
9																												
10																												
11																												
12																												
13																												
14																												
15																												
16																												
17																												
18																												
19																												
20																												
21																												
22																												
23																												
24																												
25																												
26																												
27																												
28																												
29																												
30																												
31																												

様式2

業 務 実 績 報 告 書（ 令和　　年　　月分 ）

業 務 名	鹿児島市交通局分岐器清掃塗油、曲線部軌条塗油及び電車停留場等清掃業務 （電車停留場等清掃業務）	受託業者名		報告書提出日	月　　日	課 長	係 長	係

作業日		毎日清掃（祝日、休日、年末年始を含む。）						月曜日から土曜日清掃（祝日、休日、年末年始含む）													隔日清掃					
業務場所		鹿児島駅前公園（カリオン広場			桜島桟橋通から天文館通			谷山				上塩屋から荒田八幡			中郡から鹿児島中央駅前			鹿児島中央駅前から高見馬場			高見馬場から二中通			従事者数		
日付	曜日	電車車内清掃	広場清掃	その他業務	各停留場清掃	停留場間清掃	その他業務	電車車内清掃	停留場清掃	男女トイレ清掃	その他業務	各停留場清掃	停留場間清掃	その他業務	各停留場清掃	停留場間清掃	その他業務	各停留場清掃	停留場間清掃	その他業務	各停留場清掃	停留場間清掃	その他業務	男性	女性	合計
1																								人	人	人
2																								人	人	人
3																								人	人	人
4																								人	人	人
5																								人	人	人
6																								人	人	人
7																								人	人	人
8																								人	人	人
9																								人	人	人
10																								人	人	人
11																								人	人	人
12																								人	人	人
13																								人	人	人
14																								人	人	人
15																								人	人	人
16																								人	人	人
17																								人	人	人
18																								人	人	人
19																								人	人	人
20																								人	人	人
21																								人	人	人
22																								人	人	人
23																								人	人	人
24																								人	人	人
25																								人	人	人
26																								人	人	人
27																								人	人	人
28																								人	人	人
29																								人	人	人
30																								人	人	人
31																								人	人	人

※　業務を実施した場合、表中へ「○」を記載する。なお、従事した従業員の人数について、記載すること。

電車停留場等清掃要領　　※作業中は発注者指定の腕章をつけること

作業場所（電車停留場）		作業内容	備考
毎日清掃	鹿児島駅前公園（カリオン広場）（※ただし、令和3年3月1日から同年同月31日までは鹿児島駅前停留場） 桜島桟橋通～天文館通間	・仮設トイレ清掃及び給水（最低1日1回以上行い、汚れが目立つ場合はその都度） ・鹿児島駅前公園（カリオン広場）仮設折り返しポイントに入った電車の清掃（電車1両につき2回以上を目途に、天候状況等に応じてモップや水切りを使用） ・各停留場間の清掃（停留場内のごみ収集と必要に応じて清掃） ・その他、上記に付随する業務	・車内清掃の際は、運転士に停車時分を確認し、清掃作業ができるかを判断する。 ・場所柄、お客様に声を掛けられることもあるので、言葉遣いや態度に注意する。お客様に先発電車や降車停留場等尋ねられた際は、運転士にお客様を案内すること。 ・電車に乗って停留場間を移動する際は、乗降時に運転手の許可を得ること。
月曜日から土曜日清掃	谷山 上塩屋～荒田八幡間	【谷山電停】 ・男女トイレ清掃（最低1日1回以上行い、汚れが目立つ際はその都度） ・谷山に入った電車で床汚れの酷いものがあれば、その車内清掃 【共通】 ・各停留場間の清掃（停留場内のごみ収集と必要に応じて清掃） ・その他、上記に付随する業務	・車内清掃の際は、運転士に停車時分を確認し、清掃作業ができるかを判断する。 ・場所柄、お客様に声を掛けられることもあるので、言葉遣いや態度に注意する。お客様に先発電車や降車停留場等尋ねられた際は、運転士にお客様を案内すること。 ・電車に乗って停留場間を移動する際は、乗降時に運転手の許可を得ること。
	中郡～鹿児島中央駅前～高見馬場間 高見馬場～二中通間	・各停留場間の清掃（軌道敷内のごみ収集と落葉期には落ち葉の清掃） ・その他、上記に付随する業務	・場所柄、お客様に声を掛けられることもあるので、言葉遣いや態度に注意する。お客様に先発電車や降車停留場等尋ねられた際は、運転士にお客様を案内すること。 ・電車に乗って停留場間を移動する際は、乗降時に運転手の許可を得ること。 ・高見馬場～二中通間は、月曜日から土曜日の中で、隔日（月・水・金もしくは火・木・土）清掃とする。

※停留場間を移動する際は、安全ベストやヘルメットを使用するなど、安全確保を行い、作業中は電車及び自動車等の動向に注意し、電車の進行を妨げないこと。